雇用：福岡県

福岡県男女共同参画審議会の委員を募集します！

通常ページへ戻る 掲載日：2016年1月8日更新

「福岡県男女共同参画審議会」は、福岡県男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するほか、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況などについて意見を述べる機関として設置しています。
県民の方々のご意見を県の施策に生かすため、「福岡県男女共同参画審議会」の委員の一部を、次のとおり公募いたします。

1　応募資格

（1）福岡県内に居住する満２０歳以上の方（平成２８年１月１日現在）
（2）男女共同参画について関心があり、福岡県男女共同参画審議会に出席できる方（年数回、平日に福岡市内で開催）
（3）次の方は除きます。

- 国又は地方公共団体の議員及び職員（臨時職員、嘱託職員は除く）
- 福岡県男女共同参画審議会委員に二期以上委嘱されたことがある方
- 福岡県暴力団排除条例第２条第３号に定義する暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2　公募する委員数

４名以内

3　委員の任期

委嘱の日から２年間（平成２８年６月に委嘱予定）

4　応募方法

（１）応募書類

応募にあたっては、次の書類をご提出ください。

- 所定の応募用紙（下欄からダウンロードできます。）
- 作文
  次のテーマのうちの１つについて作文を１２００字以内にまとめ提出してください。なお、Ａ４サイズの用紙に記入してください。
  ア.　男女共同参画社会づくりについて、あなたが思うこと
  イ.　女性がいきいきと活躍する社会づくりについて、あなたが思うこと

（２）応募期間及び提出方法

平成２８年２月１日（月曜日）から２月２６日（金曜日）までに応募書類をメール、ファックス、郵送又は、県男女共同参画推進課まで持参してください。〔２月２６日１７時必着〕

5　選考

【１次選考】
作文並びに応募用紙記載内容により、面接予定者を選考します。
【２次選考】
１次選考で選ばれた方に対して面接を実施し、その結果を基に公募委員を選考します。面接は、平成２８年３月２５日（金曜日）の午後に実施予定です。
※　面接に要する交通費等については自己負担となります。

6　委員の仕事

審議会委員は、福岡県の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議するほか、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べていただきます。

7　報酬等

審議会に出席した場合は、県条例により定められた報酬及び旅費をお支払いいたします。

8　その他

応募された方の個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、公募委員の選考以外に使用することはありません。また、提出いただいた応募用紙及び作文は返却いたしませんのでご了承下さい。

9　問い合わせ及び応募先

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課参画推進係
〒８１２-８５７７　福岡市博多区東公園７-７
電話番号（０９２）６４３-３３９１　　Fax番号（０９２）６４３-３３９２
E-mail　danjo@pref.fukuoka.lg.jp

１０　応募チラシ及び応募用紙

- 募集チラシ [PDFファイル／236KB]
- 応募用紙 [Wordファイル／34KB]